

第 6 期 豊能町障害福祉計画

第 2 期 豊能町障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

豊 能 町

はじめに

近年、少子高齢化や人口の減少、核家族化の進行等により私たちを取り巻く環境が変化を続ける中、地域の皆さまが支え合い、障害のある人が障害のない人と同じように地域で生活し、各分野で平等に参加・活動できる社会を実現することが求められております。



国におきましては、障害のある人を虐待から守ることを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年に、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が共に暮らせる社会を実現することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年に施行されました。さらに平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正により、障害のある人の生活や就労に関する施策が拡充され、この間「第4次障害者基本計画」により、障害のある人の自立や社会参加の支援のための施策が推進されてきました。

このように障害のある人を取り巻く環境も変化を続ける中、本町では、平成30年3月に「第4期豊能町障害者計画・第5期豊能町障害福祉計画・第1期豊能町障害児福祉計画」を策定し、これまで障害者施策・障害児施策を推進してまいりましたが、この内「第5期豊能町障害福祉計画・第1期豊能町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、このたび、次の3年間における具体的な成果目標や各分野の活動指標、見込量等を設定する「第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を推進し、引き続き障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らせる共生社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました住民の皆さま、関係団体・事業所の皆さまに対しまして心からお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

豊能町長 塩 川 恒 敏

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	計画策定の背景及び目的	1
第 2 節	計画の位置づけ	2
第 3 節	計画の期間	3
第 4 節	計画策定の体制	4
第 5 節	第 4 期障害者計画の基本的考え方	5
第 2 章	豊能町の現状	7
第 1 節	人口構成	7
第 2 節	障害のある人の状況	8
第 3 章	障害福祉サービス等の状況	13
第 1 節	障害福祉サービスの状況	13
第 2 節	地域生活支援事業の状況	16
第 3 節	障害児支援サービスの状況	20
第 4 章	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策 (障害福祉計画)	21
第 1 節	第 6 期障害福祉計画の概要	21
第 2 節	成果目標の設定	23
第 3 節	活動指標（障害福祉サービスの見込量）の設定と 確保のための方策	29
第 4 節	地域生活支援事業の充実	36
第 5 章	障害児支援サービスの見込量と確保のための方策 (障害児福祉計画)	41
第 1 節	第 2 期障害児福祉計画の概要	41
第 2 節	成果目標の設定	42
第 3 節	活動指標（障害児支援サービスの見込量）の設定と 確保のための方策	46
第 4 節	子ども・子育て支援事業計画との連携	48
第 6 章	施策の推進体制	53
第 7 章	資料集	54

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景及び目的

すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成18年に国際連合の総会で採択されました。日本は、平成19年に条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備などを進めてきました。

平成23年には、障害者施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共に生きる社会（共生社会）を実現することなどを目的に、すべての障害者の社会参加の確保や、障害を理由とした差別の禁止などが盛り込まれました。

平成24年には、身体、知的、精神の3障害のサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられ、制度の狭間となっていた難病等が障害者・障害児の対象に加わりました。

平成25年には、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年から施行、同じく平成25年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが定められました。これらの法律の制定などを受け、日本は平成26年に、障害者の権利に関する条約を締結しました。

また、障害者総合支援法は、施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから平成28年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれました。同時に、「児童福祉法」が改正され、障害児に対する支援の拡充や障害児福祉計画の策定などについて定められました。

このような中、平成29年には社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画を福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置づけ、地域課題の解決のために必要な施策や体制の整備、各福祉分野を越えて取り組むべき事項などを記載することとされました。

豊能町では、平成12年3月に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき障害者にやさしいまちづくりを進めるため、「豊能町障害者計画」を策定するとともに、障害福祉サービス等の実施計画として、障害者自立支援法や障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害者施策、障害児施策を総合的、計画的に推進してきました。

このたび、第5期豊能町障害福祉計画、第1期豊能町障害児福祉計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの具体的な数値目標や施策等を定め、引き続き障害者施策、障害児施策を効率的・効果的に進めていくため、上位計画となる地域福祉計画の方向性を踏まえながら、新たな計画として本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したもので、令和5年度を目標年度として、障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児相談支援の数値目標を中心に、その数値確保のための方策などを示す計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する、障害者のための施策に関する基本的な計画である市町村障害者計画の実施計画に相当する計画として位置づけられています。

計画の策定にあたっては、上位計画である「豊能町総合計画」及び「豊能町地域福祉計画」に則したものとするとともに、「豊能町地域福祉活動計画」、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」、「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画と整合性を図るとともに、国の障害者基本計画や基本指針及び大阪府の障がい者計画等を踏まえて策定しています。

【参考】

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

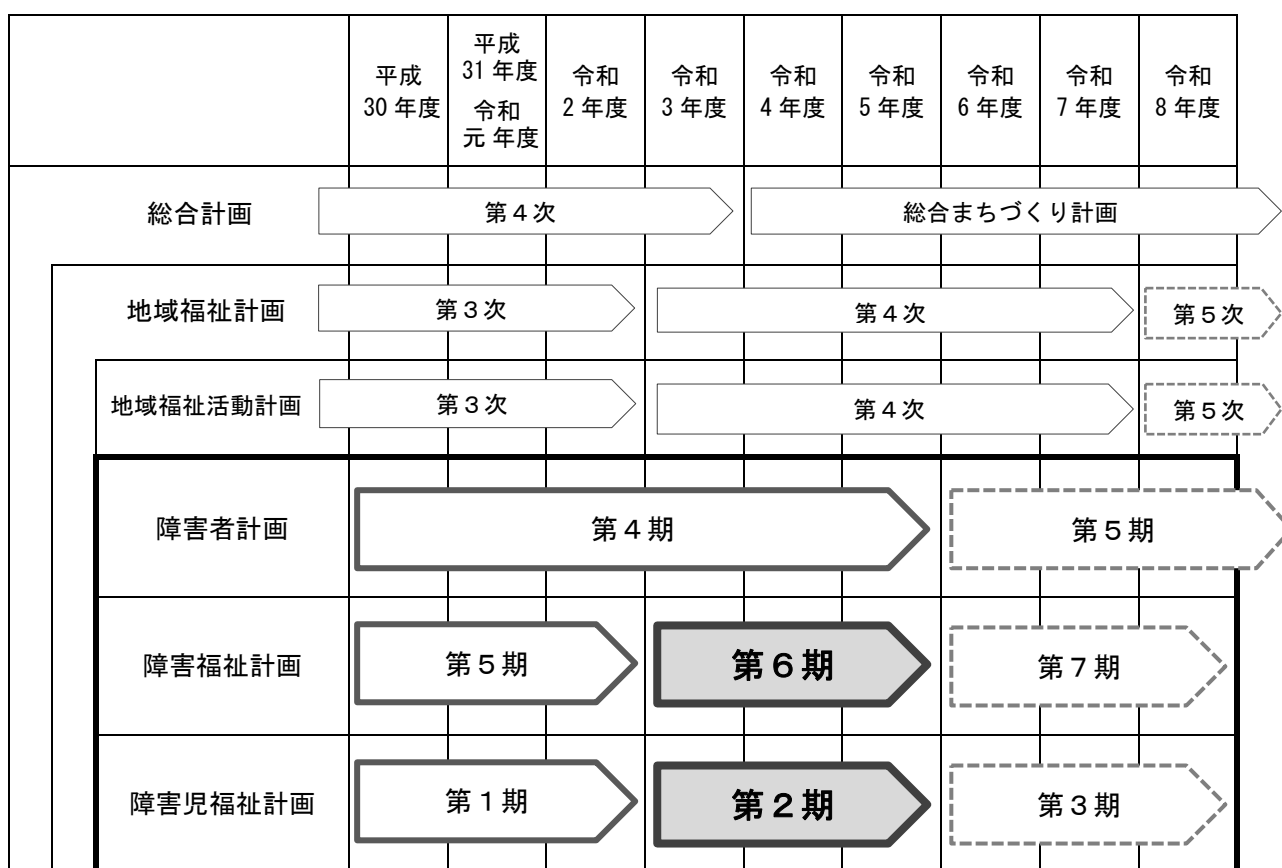
○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

障害者のための施策に関する基本計画である第4期の障害者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として策定しており、具体的な数値目標等を定める実施計画として今回策定する本計画は、令和5年度の目標達成に向けた第6期の障害福祉計画及び第2期の障害児福祉計画であり、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等に大幅な変更が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。



第4節 計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体の代表者、保健・医療・福祉関係者、行政関係職員からなる「豊能町障害者計画等策定委員会」を設置し、計画の内容等について検討しました。

(2) 計画策定に関するアンケート調査及びサービス提供状況等照会の実施

今回の計画策定にあたっては、第4期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定時に実施したアンケート（障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者を対象）の結果を踏襲して策定しています。

また、障害福祉サービス等事業所に対しては、前回調査実施時以降の状況変化等についての情報を把握するため、町内及び近隣市町所在の事業所に絞り、今回改めてサービス提供状況等の照会を実施しました。

この結果においては、多くの事業所から、利用者の障害の重度化や、障害者本人及び家族の高齢化が進んでいること、その一方で、担当する職員の人材不足、人材の養成が課題と感じている、といった旨の回答を得ており、このことは、今後、施策を推進する上でも非常に大きな課題になってくると考えられます。

サービス提供状況等照会の実施概要

- 実施期間 令和2年9月7日（月）から9月30日（水）
- 対象 豊能町内及び近隣市町に所在し、平成31年度以降に豊能町民の利用実績がある障害福祉サービス等事業所
- 調査方法 郵送配布・郵送回収
回収数 60事業所（78事業所中）
回収率 76.9%
- 調査項目 事業所の概要
活動内容・サービスの種類、設立年月日、職員数、会員数・利用者数、
設立目的、現在の課題や問題点等、今後の方向性
障害福祉サービス等の実績及び今後のサービス提供意向
障害福祉サービス等の提供状況、今後の計画
その他、現在取り組んでいることや今後取り組んでいく予定のもの

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画書案をホームページに掲載するとともに、本庁（1階行政情報コーナー）、吉川支所、保健福祉センター、図書館、中央公民館図書室で公表し、町民の皆様の考えや意見を広く募集するパブリックコメントを実施しました。

実施期間 : 令和3年1月22日（金）～2月22日（月）
意見提出 : 1名（意見件数 1件）

第5節 第4期障害者計画の基本的考え方

第4期豊能町障害者計画（計画期間：平成30年度から令和5年度）においては、次の3点を基本理念としています。これらの基本理念は、基本目標とあわせて第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても踏襲されるものです。

（1）基本理念

- 生涯におけるすべての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をもとに、人間尊重の視点に立った施策の推進により、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指します。
- 障害者福祉の制度が大きく転換していく中、障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域の中で、地域の人々とともに自立した日常生活を送り、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人自身の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援を目指します。

(2) 基本目標

基本目標①	自立に向けた体制づくり
--------------	--------------------

障害のある人が、個々の状況に応じた支援を通し、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができるよう取り組みます。

障害児に対し、その能力を最大限に発揮できるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた療育・教育の充実を進めるとともに、保護者への支援体制の整備、就学から卒業後の地域生活にいたる相談・支援等の充実に努めます。

また、障害者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本となります。障害のある人の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、可能な限り就労し、障害のある人が自己の能力を活用できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

療育・教育から、就労にいたるまで障害のある人の社会的自立の促進につながる総合的な取組みを推進します。

基本目標②	地域生活を支える体制づくり
--------------	----------------------

障害のある人やその介護者のニーズは、障害の種別・程度、年齢の違い等により、それぞれ異なり多様化しています。障害の早期発見・早期対応への取組み、保健・医療の充実等の生活支援の充実に努めます。

さらに、一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を図り、それらのサービス等を障害のある人が自らの意志で選択できる体制を整備します。

基本目標③	安全で快適なまちづくり
--------------	--------------------

障害のある人にとって住みよいまちをつくることは、すべての町民にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進します。また、いざという時の安全を確保するため、防災・防犯対策の充実を進めます。

また、障害の有無に関わらず、主体的に社会参加ができるよう一人ひとりの適性に応じた社会参加機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動等を促進し、心のバリアフリーを進めます。

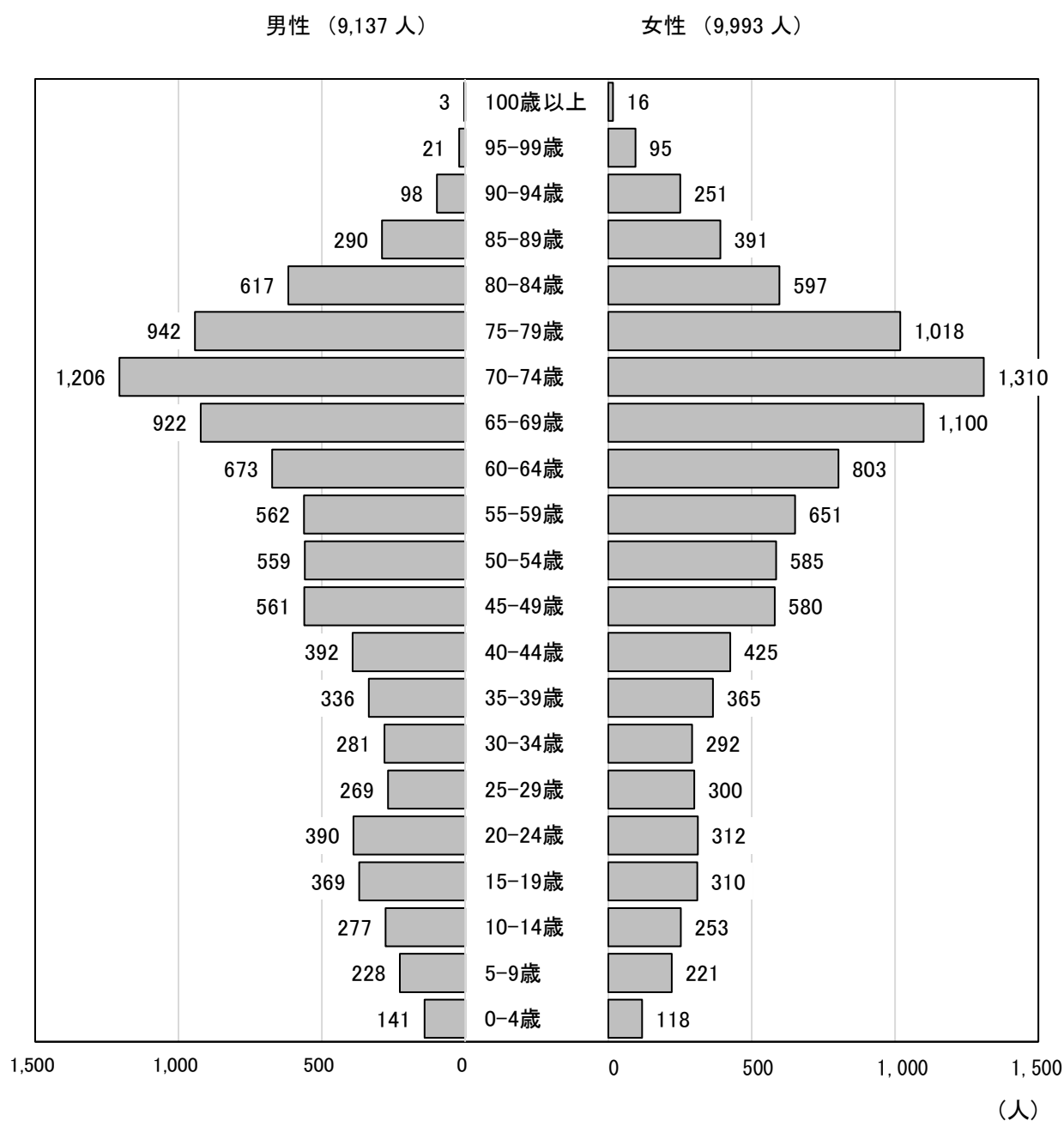
さらに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の機会の提供に努めます。

第2章 豊能町の現状

第1節 人口構成

令和2年9月30日現在の人口をみると、総人口は19,130人であり、性別の内訳は、男性9,137人（47.8%）、女性9,993人（52.2%）です。

また、年齢別では、15歳未満人口が1,238人（6.5%）、15～64歳が9,015人（47.1%）、65歳以上が8,877人（46.4%）となっています。



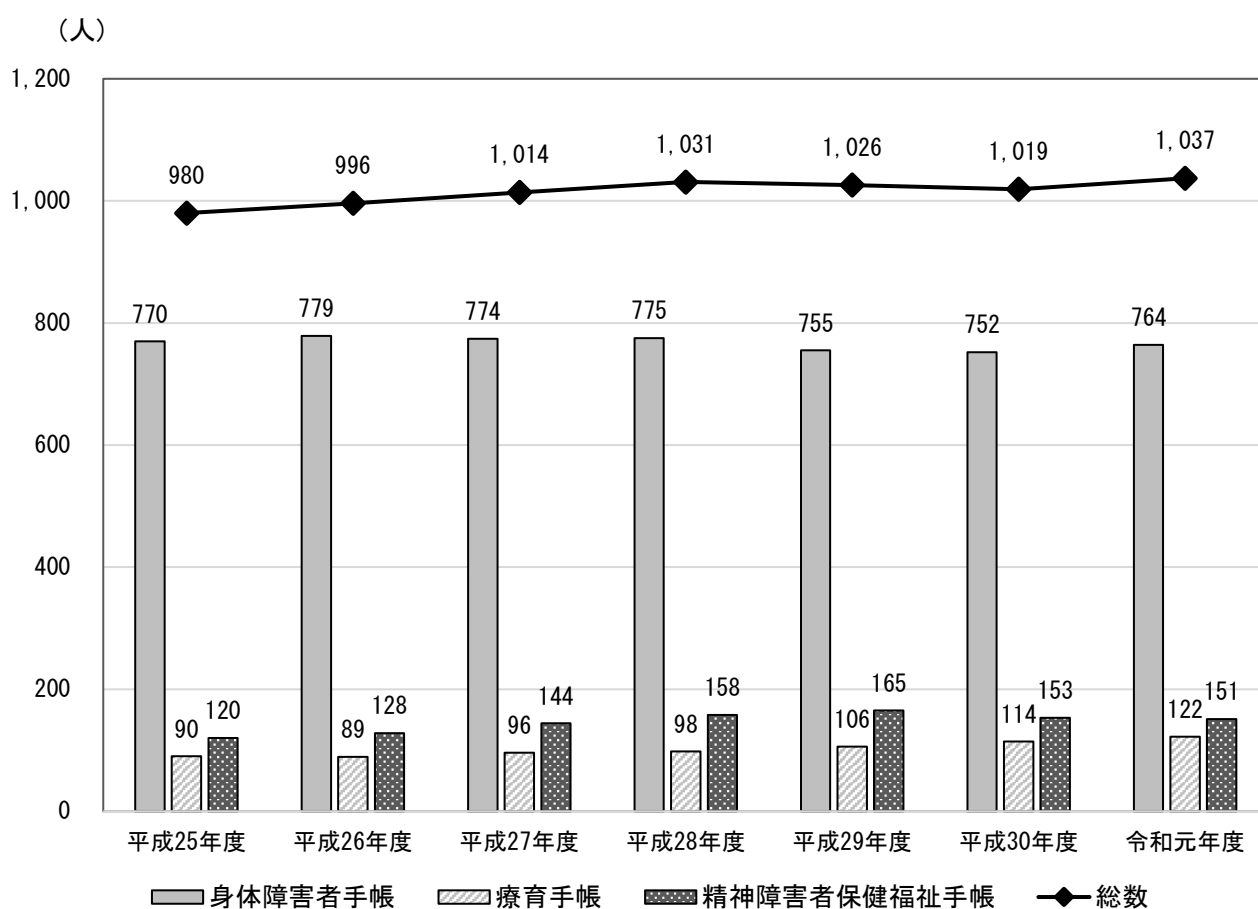
資料：住民基本台帳

第2節 障害のある人の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者総数は、年毎に若干の増減はありますが、微増を続けている推移となっています。令和元年度では、身体障害者手帳所持者が764人、療育手帳所持者が122人、精神障害者保健福祉手帳所持者が151人となっています。

障害者手帳の種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者はほぼ横ばいですが、療育手帳の所持者は年々増加しています。

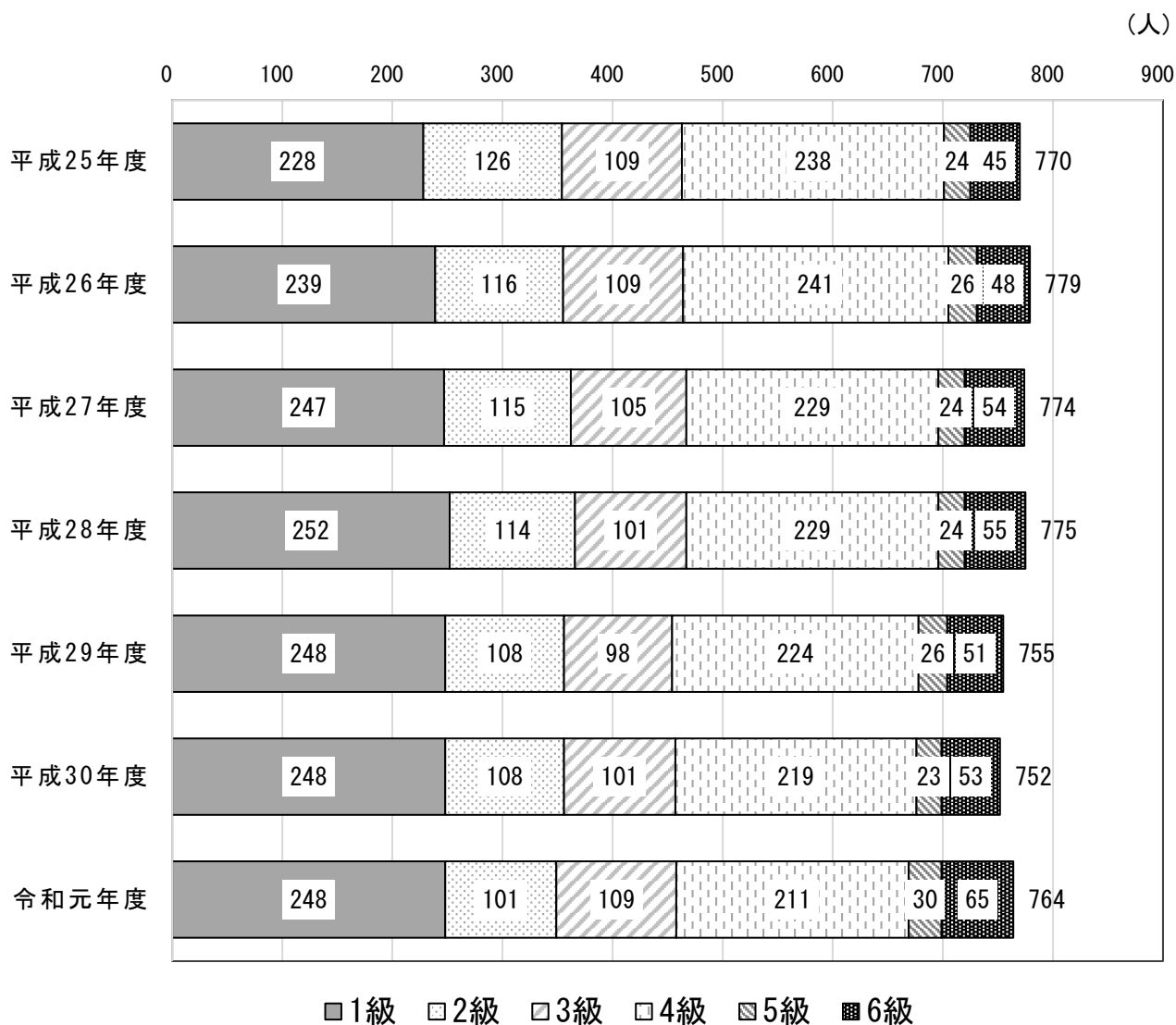


資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度末時点）

（２）身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数は令和元年度末で764人であり、このうち18歳未満の児童は6名です。

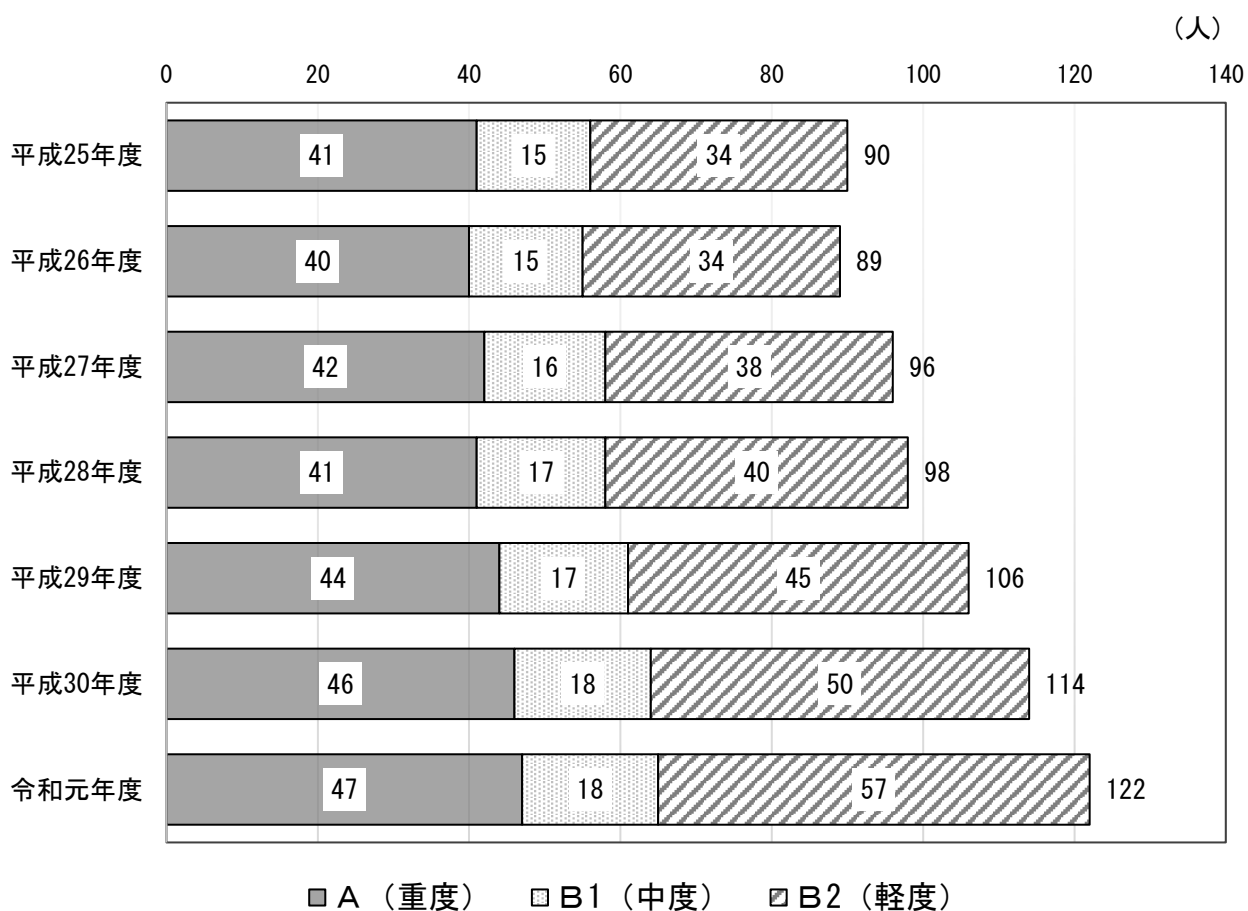
等級別に毎年度の手帳所持者数の推移をみると、1級から2級の重度、3級から4級の中度の手帳所持者はほぼ横ばい、若しくは微減となっていますが、5級から6級の軽度の等級の手帳所持者が増加しています。



資料：福祉行政報告例（各年度末時点）

（３）療育手帳所持者数の等級別推移

療育手帳所持者数は令和元年度末で 122 人であり、このうち 18 歳未満の児童は 31 人です。等級別では B 2（軽度）が最も多く、次いで A（重度）、B 1（中度）となっています。毎年度の手帳所持者数の推移をみると、各等級ともに年々増加を続けています。

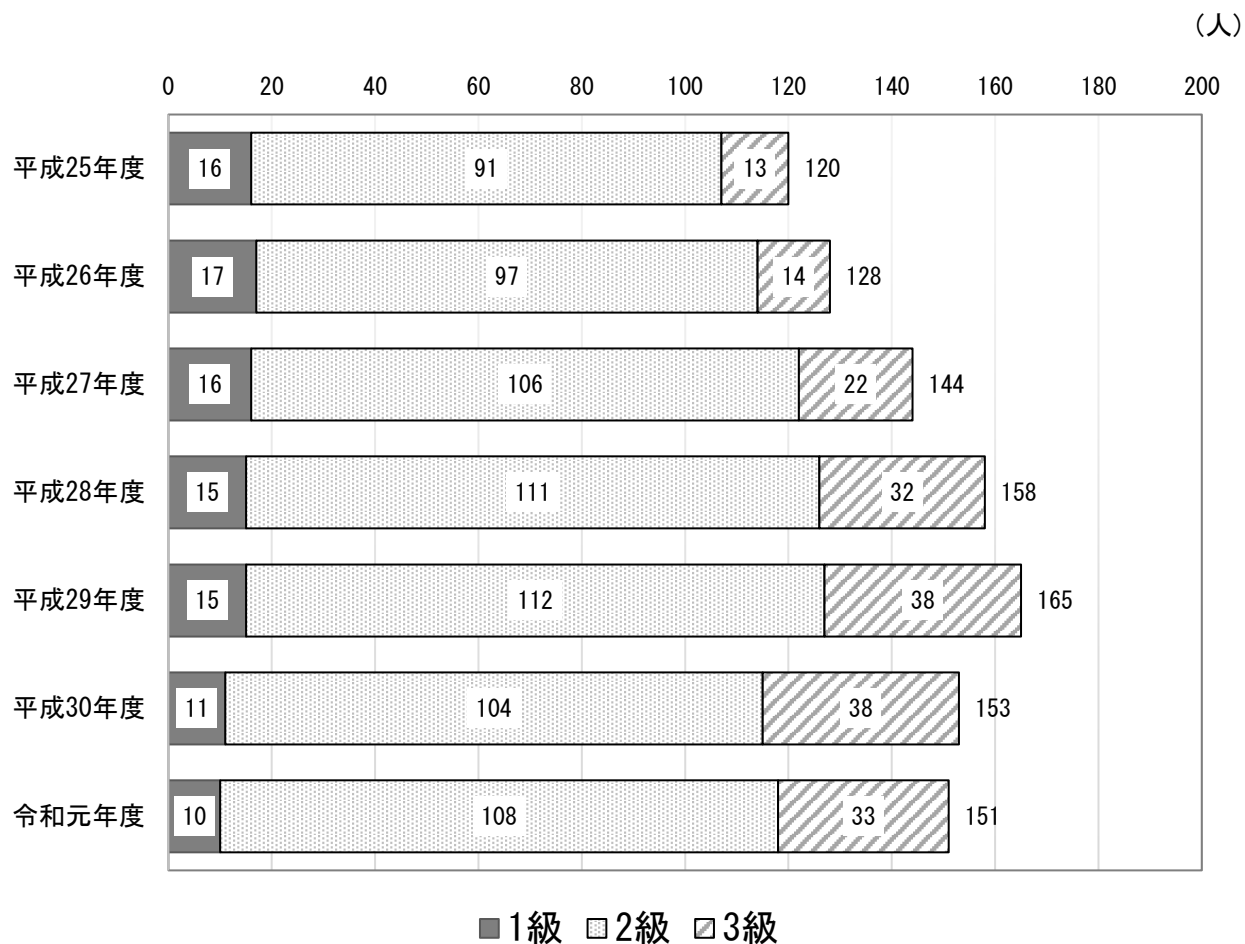


資料：福祉行政報告例（各年度末時点）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、年々増加の傾向にありましたが、平成30年度以降は若干の減少傾向にあります。

等級別では2級が最も多く、次いで3級、1級となっています。



資料：衛生行政報告例（各年度末時点）

（５）特定医療費（指定難病）受給者数

特定医療費（指定難病）受給者数は、平成 25 年度から平成 27 年度はおおむね一定でしたが、平成 28 年度から対象疾患の範囲が拡大したこともあり、大きく増加し、200 人を超える数値で推移しています。

（人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
特定疾患医療受給者数	173	178	177	233	260	227	227

資料：大阪府池田保健所（各年度末時点）

（６）障害支援区分の認定者数

障害支援区分認定者は、年々増加の傾向にあります。

区分別にみると、令和元年度末では、「区分 6」が最も多く 21 人、次いで「区分 2」と「区分 4」が 19 人となっています。

障害支援区分は、数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高くなります。

（人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
区分 1	2	2	0	0	3	3	3
区分 2	8	11	12	10	11	15	19
区分 3	21	16	14	11	16	15	16
区分 4	14	15	18	19	16	19	19
区分 5	10	15	10	12	13	10	11
区分 6	10	15	19	18	17	19	21
総数	65	74	73	70	76	81	89

資料：福祉課（各年度末時点）

第3章 障害福祉サービス等の状況

第1節 障害福祉サービスの状況

1. 訪問系サービス

居宅介護、同行援護については、実績値が増加傾向にありましたが、令和2年度の見込み値は若干の減少に転じています。

その他のサービスについては、利用実績の大きな変化は見られません。

今後、施設入所者や長期入院中の精神障害者の地域生活への移行が進むにつれ、利用者数は増加すると見込まれます。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅介護	人	21	14	23	19	26	19
	時間	479	315	527	374	591	325
重度訪問介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	120	2	120	5	120	5
同行援護	人	3	1	3	2	3	1
	時間	30	14	30	21	30	10
行動援護	人	2	0	2	0	2	0
	時間	20	0	20	0	20	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

2. 短期入所

短期入所についても、利用実績は減少傾向にあります。

引き続き、緊急時等の対応ができるようサービスの確保に努めていく必要があります。

また、今後、医療的ケアの必要な方の受け入れが可能な短期入所を確保することも必要です。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
短期入所 (福祉型・医療型)	人	10	6	10	4	10	1
	人日分	29	18	29	14	29	5

3. 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、おおむね実績値・見込値が計画値を下回ってはいますが、利用実績は年々増加する傾向にあります。

療養介護、就労定着支援については、利用実績は横ばいとなっています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
生活介護	人	42	39	42	39	42	40
	人日分	794	728	794	753	794	770
自立訓練	人	4	1	4	2	4	3
	人日分	80	15	80	28	80	55
就労移行支援	人	7	3	8	8	9	9
	人日分	140	33	160	114	180	130
就労継続支援A型	人	9	9	10	9	11	11
	人日分	180	172	200	168	220	210
就労継続支援B型	人	29	30	31	29	33	30
	人日分	580	451	620	452	660	500
療養介護	人	1	0	1	1	1	1
	人日分	31	0	31	31	31	31
就労定着支援	人	2	2	2	2	2	2

※ 人日分＝「月間の利用人員」×「一人当たりの月平均利用日数」

4. 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、実績値・見込値が計画値を下回っていますが、令和元年度中に町内に新たにグループホームが開設されたこともあり、利用者数は増加しています。

施設入所支援については、実績値・見込値が計画値を上回っています。地域移行等による退所者がいる一方で、新規に入所する方がいることから、実績値・見込値はほぼ横ばいとなっています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
共同生活援助(グループホーム)	人	14	10	18	15	22	17
施設入所支援	人	20	20	18	19	18	22
自立生活援助	人	2	0	2	0	2	0

5. 相談支援

計画相談支援については、実績値・見込値はほぼ計画値どおりで、3 障害ともおおむね横ばいから微増で推移しています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
計画相談支援	人	15	16	18	21	21	21
地域移行支援	人	2	0	3	2	2	2
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0

第2節 地域生活支援事業の状況

1. 相談支援事業

障害者相談支援事業については、随時、町職員が窓口や電話による相談に応じるほか、相談支援事業所に委託を行い、出張相談窓口を設けるなどして障害者本人や家族等からの相談に応じています。

障害者虐待防止センターは、福祉課福祉相談支援室内に設置しています。窓口での障害者虐待の相談受け付けに加え、専用電話やFAX等の活用により、夜間や休日等の閉庁時でも通報や相談に対応できる体制を構築しています。

基幹相談支援センターについては、令和2年4月に福祉課福祉相談支援室内に設置し、障害者等に対する総合的かつ専門的な相談支援機能を拡充しました。

地域自立支援協議会については、平成24年度に発足した豊能町・能勢町地域自立支援協議会において、本部会議及び豊能町地域会議の場において地域の課題について検討を行うとともに、関係機関のネットワークの構築に努めています。

(設置数・実施の有無)

サービス	単位	平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
障害者相談支援事業 (委託)	箇所	2	2	2	2	2	2
障害者虐待防止センター	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施 有無	無	無	無	無	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施 有無	無	無	無	無	有	無
地域自立支援協議会	実施 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

2. 権利擁護支援事業

成年後見制度利用支援事業については、令和元年度に1名の利用がありました。

成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制が整備できていないため、事業の実施には至っていません。

(年間利用者数・実施の有無)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

3. 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。

研修の修了者数は、令和元年度以降はほぼ計画値どおりの実績値で横ばいとなっていますが、派遣事業の利用者数は、実績値・見込値ともに、計画値を下回っています。

(年間)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
手話通訳者派遣事業 (実利用見込者数)	人	4	8	4	2	4	2
要約筆記者派遣事業 (実利用見込者数)	人	2	0	2	0	2	0
手話通訳者設置事業 (実設置者数)	箇所	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修 (研修修了者数)	人	5	0	5	7	5	5

4. 日常生活用具給付事業

重度身体障害者等に対して、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るものです。

排泄管理支援用具の実績値・見込値が計画値を上回るとともに年々増加する傾向にあります。ストーマ装具の利用件数が増加していることが要因となっています。

(年間給付件数)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護・訓練支援用具	件	2	0	2	0	2	1
自立生活支援用具	件	2	1	2	0	2	1
在宅療養等支援用具	件	5	7	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	4	3	5	1	6	2
排泄管理支援用具	件	390	428	400	492	410	500
住宅改修費	件	1	0	1	0	1	1

5. 移動支援

屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援（個別支援型）を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援するものです。人数、時間ともに実績値が計画値を下回っています。

また、令和 2 年度は、見込値が計画値を下回るとともに、前年度と比較しても利用時間数が大きく減少する見込みとなっており、コロナ禍により外出を控える方が多いことも影響しているものと考えられます。

(年間実利用者数・年間利用時間数)

サービス	単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
移動支援事業(個別支援型)	人	16	11	17	13	18	13
	時間	1,110	698	1,165	659	1,220	500

6. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して相談支援事業を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行う通所型施設として運営し、地域での生活を支援しています。

(年間件数)

サービス		単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
基礎的事業		箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数		人	15	20	16	6	17	16
機能強化事業	I 型	箇所	1	1	1	1	1	1
	II 型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III 型	箇所	0	0	0	0	0	0

7. その他事業

理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業については、事業の実施がありませんでした。

(実施の有無、年間実利用者数)

サービス		単位	平成 30 年度		平成 31(令和元)年度		令和 2 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
理解促進・研修啓発事業		実施 有無	有	無	有	無	有	無
自発的活動支援事業		実施 有無	有	無	有	無	有	無
点字・声の広報等発行事業		実施 有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		実施 有無	有	有	有	有	有	有
訪問入浴サービス事業		人	2	1	2	1	2	1
日中一時支援事業		人	1	0	1	0	1	1
障害者自動車運転免許取得助成事業		人	1	0	1	0	1	1
身体障害者自動車改造助成事業		人	2	0	2	0	2	1

※「障害者自動車運転免許取得助成事業」は、平成 28 年 11 月に「身体障害者自動車運転免許取得助成事業」から名称変更しました。

第3節 障害児支援サービスの状況

1. 障害児支援サービス

児童発達支援については、利用人数、利用日数ともに実績値・見込値が計画値を上回っています。令和2年度は前年度に比べ減少の見込みですが、推移をみると年々増加する傾向にあります。

放課後等デイサービスについては、利用人数、利用日数ともに実績値・見込値が計画値を上回っています。町内に平成27年に1か所、令和元年に1か所、事業所が開設されたことに加えて、事業が広く周知されたことが要因と考えられます。しかしながら、町内の放課後等デイサービス事業所はこの2か所のみであり、利用者の多くは近隣市町所在の事業所を利用している状況であることから、今後も引き続き近隣市町所在の事業所との連携が必要です。

障害児相談支援についても、実績値・見込値が計画値を上回っています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
児童発達支援	人	8	11	9	14	10	13
	人日分	40	77	45	86	50	52
医療型児童発達支援	人	2	3	2	2	2	1
	人日分	16	29	16	17	16	3
放課後等デイサービス	人	14	11	15	18	16	25
	人日分	84	113	90	149	96	216
保育所等訪問支援	回	1	0	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	回	1	0	1	0	1	0
障害児相談支援	人	4	8	4	8	4	5

※ 人日分＝「月間の利用人員」×「一人当たりの月平均利用日数」

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策 (障害福祉計画)

第1節 第6期障害福祉計画の概要

1. 計画の方向性

障害者総合支援法の目的や理念を踏まえ、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい支援を行えるよう、以下の6点を障害福祉計画の方向性とします。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が、誰と、どこで、どのように暮らすかについて自ら決定することを尊重するとともに、住み慣れた地域で希望する生活が送れるように、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図り、障害者本人による意思決定の支援を促進します。

(2) 障害の種別によらない身近な地域でのサービス提供の実施

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人はもちろん、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等、障害のある人すべてに対する一元的な障害福祉サービスの充実・均てん化を図るとともに、制度の周知を図り、大阪府等の支援等を通じて格差のない障害福祉を提供します。

(3) 地域生活移行や就労支援等へのサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、地域生活を支援する拠点づくりや地域の社会資源を最大限活用して、障害のある人の生活を、地域全体で継続的に支援するシステムの構築に努めます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

サービスや支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、町民一人ひとりが地域の一員として、お互いに支え合いながら、主体的に地域をより良くする取組みを行えるよう、多機能協働の中核的機能や伴走支援を担う機能、相談支援と一体的に行う就労支援や居住支援などの社会参加に向けた支援、コーディネート機能などを備えた支援など、相談支援機能を充実させ、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

また、地域住民や関係機関との関係性の構築を通じ、事業所の利用者の安全確保に向けた防災・防犯対策や感染症対策など、地域共生社会の考えに基づき、障害者が安心して生活できる社会の実現に向けた取組みを進めます。

(5) 障害福祉人材の確保

専門性を高めるための研修の実施、多職種間、他の公的な制度や障害福祉サービス以外の活動との連携の推進、障害福祉の現場の働きがいや魅力についての積極的な周知・広報等に取り組み、障害福祉人材の確保に努めます。

また、障害福祉人材の不足が全国的な問題であることに鑑み、町内外における新たな人材の発掘に向けて、町の体制の整備に加えて、国や都道府県においても人材不足の解消に向けた抜本的な取組みが行われるよう継続して求めてまいります。

(6) 障害者の社会参加を支える取組み

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保、視覚障害者等の読書環境の整備、ユニバーサルデザインの推進による各種施設のバリアフリー化や情報保障等、ハード面・ソフト面での環境整備、事業所における支援人材の育成や関係者のネットワークの確保などに取り組み、障害者の地域における社会参加の促進に努めます。

また、農業分野との連携など、本町の地域性を活かした、障害者の新たな社会参加の場の創出について検討を進めるとともに、障害者が地域で暮らし、地域で活躍することができるよう、住民の理解促進や関係機関との連携・協力体制の確立に努めます。

第2節 成果目標の設定

第6期障害福祉計画においては、令和5年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

成果目標

第6期障害福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の7点を成果目標とします。

1. 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
 - ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
 - ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
 - ① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者等に関する目標について
 - ② 就労定着支援事業に関する目標について
5. 就労継続支援B型事業所における工賃の向上
6. 相談支援体制の充実・機能強化等
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

1. 施設入所者の地域生活への移行

・ 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

【国】

地域生活への移行については、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、令和2年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

施設入所者の削減数については、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、令和2年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

【府】

地域生活への移行については、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、令和2年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することを基本としています。

施設入所者の削減数については、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本としています。

【町】

上記の方針を踏まえ、町では令和5年度末時点の施設入所者数及び地域生活移行者数、削減数を次のとおりとします。

施設入所者の地域生活への移行		人数	備考
施設入所者数（第5期計画期間中）		20	令和元年度末時点（A）
地域生活移行者数	目標値	2	$(A) \times 6\%$
施設入所者の削減数	目標値	1	$(A) \times 1.6\%$

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

【国】

令和5年度末における、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度末における、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを目標として取組みを進めてまいります。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）**【国】**

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を、推計式を用いて、65歳以上と65歳未満に区別し設定します。

【府】

国の基本指針とは異なる設定となりますが、令和5年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標設定を、65歳以上と65歳未満に区別せず8,688人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定するものとします。

【町】

町においては、上記の方針を踏まえ、大阪府から提示された次の数値を目標とします。

精神病床における1年以上 長期入院患者数	人数	備考
令和5年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数	16	大阪府の目標数値と、令和元年6月末の府内市町村の長期入院患者比により設定

③ 精神病床における早期退院率

（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

【国】

令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを目標として取組みを進めてまいります。

3. 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国】

令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【府】

国の基本指針に沿って、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえながら、令和元年度末をもって整備した地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上の運用状況の検証及び検討に努め、更なる強化・充実に取り組みます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者等に関する目標について

【国】

令和5年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の令和5年度中の目標値を、令和元年度実績に比して、就労移行支援については1.30倍以上、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

町においては、上記の方針を踏まえ、大阪府から提示された次の数値を目標として福祉施設から一般就労への移行等の推進を図ります。

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者の増加		人数	備考(内訳)					
福祉施設から一般就労への移行者	令和元年度実績	1	就労移行支援	1	就労継続支援A型	0	就労継続支援B型	0
	令和5年度目標値	2	就労移行支援	2	就労継続支援A型	0	就労継続支援B型	0
			就労移行支援:大阪府計画目標値 1,907 人のうち、本町の目標値とされた数値(1×1.30倍、小数点以下切り上げ)					

② 就労定着支援事業に関する目標について

【国】

就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

さらに、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着支援率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

就労定着支援の利用者数については、上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標として取り組みます。また、就労定着支援の就労定着率については、町内に就労定着支援事業所が所在しないため目標値は設定しませんが、就労定着支援事業所の整備や、近隣市町に所在する就労定着支援事業所との連携を図るとともに、計画期間中に就労定着事業所が設立された場合には、就労定着支援率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として取り組みます。

5. 就労継続支援B型事業所における工賃の向上

【府】

個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて設定することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町では管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえた次の目標を設定します。

また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者施設等からの物品を調達する等の支援を行います。

就労継続支援B型事業所における 工賃向上		月額	備考
就労継続支援B型事業所における工賃 の平均額		10,765	令和元年度実績
就労継続支援B型事業所 における工賃の平均額	目標値	12,000	個々の就労継続支援B型事業所において設定した 目標値の平均値

6. 相談支援体制の充実・機能強化等

【国】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

【府】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに、すべての市町村において基幹相談支援センターを設置することを目標とします。

【町】

本町においては令和2年4月に基幹相談支援センターを設置しており、同センターを中心に、利用者や地域の障害福祉サービス等の実情を適切に把握し、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、相談支援事業所と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携強化、主任相談支援専門員の計画的な確保や活用など、相談支援体制の強化・充実に引き続き取り組んでまいります。

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

【国】

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

【府】

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までの目標として、次の事項を設定し、事業所等のサービスの質の向上を目指すものとします。

- ①障害者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目についての、集団指導の場での注意喚起
- ②不正請求の未然防止や発見のための、審査事務を担う市町村との連携体制構築
- ③都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導についての、指定権限を有する市町村との課題や対応策についての協議の場の設置

【町】

上記の方針を踏まえて、審査体制の強化や関係機関との連携の強化、情報共有等に取り組み、各種研修なども活用し、障害福祉サービスの質の向上に努めてまいります。

また、広域福祉課が実施する障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉担当職員への周知、意識付けを強化するため、定期的に情報を共有する体制を構築します。

第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込量）の設定と 確保のための方策

1. 訪問系サービス

（1 か月あたり）

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
居宅介護	25	570	27	610	29	650
身体障害者	8	300	9	320	10	340
知的障害者	6	100	6	110	6	120
精神障害者	9	120	10	130	11	140
障害児	2	50	2	50	2	50
重度訪問介護	1	120	1	120	1	120
身体障害者	1	120	1	120	1	120
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
同行援護	3	30	3	30	3	30
身体障害者	3	30	3	30	3	30
障害児	0	0	0	0	0	0
行動援護	2	20	2	20	2	20
知的障害者	1	10	1	10	1	10
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	10	1	10	1	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

見込量確保のための方策

- 障害のある人が地域生活を送れるよう、障害福祉サービス等の内容について、令和2年度に開設した福祉相談支援室、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携して分かりやすい情報提供を行います。
- 障害特性に応じたサービス提供ができるよう、相談支援事業所と連携し、地域自立支援協議会を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業者の資質向上に努めます。
- 在宅生活を支援するため、訪問系サービスを適切に提供できるよう、事業所と連携しながらヘルパーの確保と質の向上に努めます。
- 難病等患者や医療的ケアの必要な重度障害者等の支援に対応できるよう、各機関が連携して支援体制を構築するとともに、事業所に対して各種研修等の情報提供を行います。
- 同行援護については、利用者の増加にも対応できるよう、事業所とヘルパーの確保に努めます。

2. 短期入所

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
短期入所(福祉型)	9	27	9	27	9	27
身体障害者	2	4	2	4	2	4
知的障害者	5	20	5	20	5	20
精神障害者	1	2	1	2	1	2
障害児	1	1	1	1	1	1
短期入所(医療型)	1	2	1	2	1	2
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	2	1	2	1	2

見込量確保のための方策

- 町内に受け入れ可能な事業所が少ないことから、近隣市町の施設との連携を強化し、サービス量の確保に努めるとともに、利用を希望する対象者に対しては、必要に応じた適切な情報提供を行います。
- 医療的ケアが必要な重度身体障害のある人も安心して利用できる事業所の情報収集に努め、相談者に対して適切な情報提供を行うように努めます。

3. 日中活動系サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	42	800	42	800	43	820
身体障害者	20	390	20	390	20	390
知的障害者	18	360	18	360	19	380
精神障害者	4	50	4	50	4	50
自立訓練	4	80	4	80	4	80
身体障害者	2	40	2	40	2	40
知的障害者	1	20	1	20	1	20
精神障害者	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	10	180	11	200	12	220
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	4	80	4	80	4	80
精神障害者	6	100	7	120	8	140
就労継続支援A型	12	240	13	260	14	280
身体障害者	2	40	2	40	2	40
知的障害者	3	60	3	60	3	60
精神障害者	7	140	8	160	9	180
就労継続支援B型	33	660	35	700	37	740
身体障害者	6	120	6	120	6	120
知的障害者	17	340	18	360	19	380
精神障害者	10	200	11	220	12	240
療養介護	1	31	1	31	1	31
身体障害者	1	31	1	31	1	31
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
	人		人		人	
就労定着支援		2		2		2
身体障害者		0		0		0
知的障害者		1		1		1
精神障害者		1		1		1

見込量確保のための方策

- 就労移行支援は、一般就労への移行を積極的に進めることとし、今後も利用が増加することを見込んでいます。また、就労継続支援A型・B型についても、今後、利用が増加していくことを見込んでいます。
- 障害が原因で在宅生活が長引き、社会参加の機会の少ない方に対して、日中活動の場の情報提供を行います。
- 自立した社会生活を営むために必要な訓練が受けられるよう支援します。
- 可能な限り一般就労に向けた取組みを行うことを基本とし、障害者本人の意向を踏まえ、就労系サービスの利用につながるよう適切な相談支援を行います。
- 利用者にとって魅力のある障害福祉サービスが提供できるよう、事業所への情報提供を行い、利用希望者が適切にサービスを利用できる体制の構築に努めます。
- 就労定着支援については、近隣市町との連携を強化し、事業所の確保に努めます。

4. 居住系サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
共同生活援助(グループホーム)	22	24	26
身体障害者	5	5	5
知的障害者	12	13	14
精神障害者	5	6	7
施設入所支援	22	23	23
身体障害者	11	11	11
知的障害者	10	11	11
精神障害者	1	1	1
自立生活援助	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 地域生活への移行を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域での生活の場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）事業者へ建設費の一部補助等を引き続き行い、町内での整備を促進します。
- 近隣市町所在のグループホームの情報収集に努めるとともに、グループホームの利用希望者に対して、適切に情報提供を行います。
- 自立生活援助については、近隣市町と連携し、事業所の確保に努めます。

5. 相談支援

(1 か月あたり)

サービス	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人	人	人
計画相談支援	22	25	28
身体障害者	5	6	7
知的障害者	11	12	13
精神障害者	5	6	7
障害児	1	1	1
地域移行支援	2	3	3
身体障害者	0	1	1
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1
地域定着支援	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 障害福祉サービスの利用希望者が適切かつ迅速にサービスの利用を開始できるように、相談支援事業所との連携を強化し、サービス等利用計画の適切な作成と質の向上に努めます。
- 相談員の確保とスキルアップを図り、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援のサービス提供体制の確保・充実に努めるとともに、積極的に活用し、施設入所者や長期入院者の地域生活を支援します。また、地域移行支援や地域定着支援について、関係機関への利用方法等の周知を図り、利用しやすい仕組みを検討します。

6. その他の取組み

「発達障害者等に対する支援」においては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施、ペアレントメンターの養成やピアサポート活動の参加者の確保について、大阪府や関係機関等と連携し今後の体制の整備等に向けての検討を行います。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人/年)	—	—	—
ペアレントメンターの人数(人・年度末時点)	—	—	—
ピアサポート活動への参加人数(人/年)	—	—	—

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」においては、大阪府や他の関係機関との連携を強化し、適切に協議の場を開催する等の体制構築・拡充に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数(保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとに、人/年)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1

「相談支援体制の充実・強化のための取組み」においては、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の強化・充実に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1	1	1

「障害福祉サービスの質を向上させるための取組み」においては、審査体制の強化や関係機関との連携、情報共有等に取り組むとともに、各種研修なども活用し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(人/年)	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関の間での共有(回/年)	1	1	1
広域福祉課が実施する障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(回/年)	1	1	1

■ 主な障害福祉サービスの概要

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護	自宅等において、入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
	同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。
	生活介護	障害者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行います。
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を行うため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するときに必要なサービス等利用計画の作成と、定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	施設等に入所している人に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

第4節 地域生活支援事業の充実

1. 相談支援事業

「障害者相談支援事業」では、障害福祉サービスの利用や日常生活での困りごとについて、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

「障害者虐待防止センター」では、虐待通報や相談の窓口としての機能のほかに、障害者虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を行います。通報・相談体制の充実や、訪問機会等を通じた未然防止・早期発見、通報時の速やかな安全確認や事実確認、終結までの適切な対応、様々な事案の要因分析を通じた実態把握や取組み等の検証、虐待を受けた障害者に対する支援等に努めます。

令和2年4月に設置した「基幹相談支援センター」では、各相談支援事業所と連携を図りながら、地域の中核的な相談支援の拠点として、3障害に対応した総合的な相談業務と、各相談支援事業所への助言等を行います。また、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、相談事例や取組みの共有・分析、啓発等の取組みを行います。

「地域自立支援協議会」では、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉関係機関が連携を図るとともに、地域の障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、支援体制の構築や改善等を図り、また、必要に応じて、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等との連携の確保についても検討を図るなど、広域的な視点で地域課題を解決するための協議を行います。また、地域自立支援協議会では、障害福祉計画等の進捗管理も行います。

「住宅入居等支援事業」では、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居の際、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援を必要としている障害者について、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談、助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。

（設置数・実施の有無）

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業(委託)	箇所	2	2	2
障害者虐待防止センター	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	有	有
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 令和2年4月に設置した基幹相談支援センターや相談支援事業所が中心となり、関係機関との連携を図るとともに情報共有を行いながら、専門的な相談支援体制の拡充に努めます。
- 住宅入居等支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

2. 権利擁護支援事業

「成年後見制度利用支援事業」では、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、町が費用を負担することにより制度の利用を支援します。

「成年後見制度法人後見支援事業」では、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

(年間利用者数・実施の有無)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 研修の実施等により成年後見制度の更なる周知を図るとともに、費用負担が困難なため制度の利用ができない方に対して情報提供を行い、制度の利用を支援します。
- 障害者の権利擁護のために必要な対策をとれるよう体制の強化を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

3. 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、手話によるコミュニケーションを保障するうえで必要となる手話通訳者等を確保するため、その基礎となる奉仕員養成研修を実施します。

(年間)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業(年間利用件数・時間数)	件	4	4	4
	時間	8	8	8
要約筆記者派遣事業(年間利用件数・時間数)	件	2	2	2
	時間	4	4	4
手話通訳者設置事業(実設置者数)	箇所	1	1	1
手話奉仕員養成研修(研修修了者数)	人	6	7	8

見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう他市町との連携を図ります。

4. 日常生活用具給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

(年間給付件数)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	4	5
排泄管理支援用具	件	510	520	530
住宅改修費	件	1	1	1

見込量確保のための方策

- 給付を希望する方に対して適切に情報提供を行います。

5. 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。1名の対象者に対してガイドヘルパー1名が支援する個別支援型により実施し、利用者のニーズに対応できるよう事業所と連携して適切なサービスの提供に努めます。

(年間実利用者数・年間利用時間数)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
移動支援事業(個別支援型)	15	700	17	900	19	1,100
身体障害者	6	300	7	400	8	500
知的障害者	6	200	6	200	6	200
精神障害者	1	100	2	200	3	300
障害児	2	100	2	100	2	100

見込量確保のための方策

- 利用者の増加に対応できるよう、事業所やガイドヘルパーの確保を図るとともに、制度の適切な運営に努めます。

6. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

(年間)

サービス		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業		箇所	1	1	1
実利用者数		人	17	18	19
機能強化事業	I型	箇所	1	1	1
	II型	箇所	0	0	0
	III型	箇所	0	0	0

見込量確保のための方策

- 今後、利用者のニーズ、事業者の意向等の調整を図り、町内での設置について検討します。

7. その他の事業

「理解促進・研修啓発事業」においては、障害者等の理解を深めるための研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化します。

「自発的活動支援事業」においては、障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的として自発的に行う活動に対して補助を行います。

「点字・声の広報等発行事業」においては、町広報誌の記事を読み上げて録音し、視覚障害のある希望者に配布します。

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」においては、障害者・障害児を対象としたスポーツ教室等を開催します。

「訪問入浴サービス事業」においては、一般住宅の浴槽を使用しての入浴が困難な重度身体障害者等に対して、自宅等へ浴槽を搬入して行う訪問入浴サービスを行います。

「日中一時支援事業」においては、昼の時間帯に障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

「障害者自動車運転免許取得助成事業」においては、障害者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

「身体障害者自動車改造助成事業」においては、身体障害者が運転条件を満たすために必要となる自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(実施の有無、年間実利用者数)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施有無	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	実施有無	有	有	有
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
日中一時支援事業	人	1	1	1
障害者自動車運転免許取得助 成事業	人	1	1	1
身体障害者自動車改造助成事業	人	1	1	1

見込量確保のための方策

- 各事業については、適切にサービスが利用できるよう、情報提供に努めます。

第5章 障害児支援サービスの見込量と確保のための方策 (障害児福祉計画)

第1節 第2期障害児福祉計画の概要

1. 計画の方向性

児童福祉法の趣旨を踏まえ、すべての児童の心身の健やかな成長や発達、その自立が図られるとともに、サービスを適切に提供できるよう、以下の2点を障害児福祉計画の方向性としします。

(1)	障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
-----	--------------------------------

障害の疑いがある段階から、身近な地域で必要な支援を提供できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実、均てん化を図るとともに、大阪府の支援等を通じて支援の質の確保・向上、適正化を図り、格差のないサービスを提供します。

また、障害児の支援に対するニーズを適切に把握し、18歳以降の支援の在り方までを見据えた、ライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築や、地域社会への参加、インクルージョンの推進、保健・医療・障害福祉サービス等の各分野による協働や、新たな社会資源の整備等も視野に入れた、総合的・包括的な支援体制の構築を目指します。

重症心身障害児や医療的ケア児に対しては、入院中から退院後の在宅生活までを見据えた個々の発達段階に応じた支援を図ります。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対しては、必要に応じて関連施策との連携等に努め、支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障害児に対しては、きめ細やかな支援を受け、安心して生活できるよう、関係機関との適切な情報共有に努めます。

(2)	障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できる環境の整備
-----	--

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、障害児支援の利用によって、地域の保育、教育等の支援を受けられる環境を整備するとともに、子育て支援施策やその他の関連施策との緊密な連携を図り、障害のある子どもが、子ども・子育て支援事業計画に定める事業を必要な時に受けられる体制の整備を推進します。

第2節 成果目標の設定

第2期障害児福祉計画においては、令和5年度を目標年度として、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

成果目標

第2期障害児福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の4点を成果目標とします。

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ①児童発達支援センターの設置
 - ②保育所等訪問支援の充実
2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

【国】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村が共同で利用できる体制を構築することも可能としています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて、令和5年度末までの町単独または圏域で1か所以上の設置に向けて取り組み、障害の重度化・重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化や重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

【国】

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。その際には、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努めることとしています。

【町】

現在、町においては、近隣市町の保育所等訪問支援事業所と連携を図りながら、サービスを利用できるよう努めています。

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて、児童発達支援センターの設置の目標とも連動しながら、令和5年度末までの保育所等訪問支援サービスの提供体制の1か所以上の構築に向けて引き続き取り組みます。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【国】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携により、聴覚に障害のあることがわかった乳幼児に係る相談支援や手話の獲得支援を担う専門人材の養成・派遣など、難聴児支援を推進します。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換も踏まえて難聴児支援の体制の充実に努めます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。なお、大阪府では、府内の重症心身障害児数の約2,400人を児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして目標を設定することとしており、各市町村においては、府の目標値を重症心身障害児数で按分した数値を目標とすることとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、地域自立支援協議会等の場での協議や、近隣市町との情報交換を踏まえて、圏域において少なくとも1か所ずつ確保するとともに、その機能の強化やサービスの質の向上を図ることを目標とします。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも構わないとしています。

【府】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、医療的依存度の高い重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置することを基本とし、設置済みの市町村においては協議の場をより活性化することに努めることとしています。

医療的ケア児等コーディネーターについては、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とします。また、府の協議の場にも、市町村支援のために少なくとも1名を配置することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、要保護児童対策地域協議会に専門部会として設置した関係機関の協議の場をより活性化することに努めるとともに、地域の実情に応じ、町または圏域で少なくとも福祉関係1名、医療関係1名の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて検討を行います。

第3節 活動指標（障害児支援サービスの見込量）の設定と 確保のための方策

1. 障害児支援サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	14	70	15	75	16	80
医療型児童発達支援	2	16	2	16	2	16
放課後等デイサービス	25	210	26	220	27	230
	人	回	人	回	人	回
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	1	1
	人		人		人	
障害児相談支援	5		5		5	

見込量確保のための方策

- 町内に障害児支援サービスを提供する事業所が2か所のみであり、近隣市町に所在の障害児支援サービス事業所を利用している町民が比較的多いことを踏まえ、引き続き近隣市町所在の事業所との連携を図りながら、利用を希望する方に対して適切に情報提供を行うように努めます。
- 令和2年度に新たに開設した福祉相談支援室、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携を図りながら、障害児支援サービス利用希望者が、適切かつ迅速にサービスを利用できるように努めます。
- 障害児通所支援と保育所や認定子ども園等の子育て支援施策やその他の関連施策との緊密な連携を図ることにより、障害児に対する支援体制の整備や障害児の早期発見・早期支援、健全育成を図ります。

■ 主な障害児支援サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員が各サービスの利用計画の作成及び利用状況の検証、計画の見直しを行います。

第4節 子ども・子育て支援事業計画との連携

地域共生社会を推進するにあたっては、障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に地域の中で成長できる環境を整えることが重要です。そのためには、障害のある子どもの、子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、その提供体制の整備に努める必要があります。

今後、障害児福祉計画を運用するにあたって、子ども・子育て支援事業の利用ニーズの把握や利用量の見込みを定める「豊能町子ども・子育て支援事業計画 とよの すくすくプラン」をはじめ、国や大阪府、町の関係部署、関係機関との連携・調整を図りながら、障害のある子どもの、子ども・子育て支援事業に対する利用ニーズを適切に把握し、その提供体制を整備することで、障害児の支援を図ることに努めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内の障害児数(手帳所持者数)見込み	47 人	49 人	51 人

■子ども・子育て支援事業の見込量とその提供体制

(「第2期 豊能町子ども・子育て支援事業計画 とよの すくすくプラン (令和2年3月策定)」より抜粋)

① 幼稚園及び認定こども園

		(年間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量	1号認定	89 人	72 人	60 人
	2号認定	0 人	0 人	0 人
	計 ①	89 人	72 人	60 人
実施箇所数(確保方策)		2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②		260 人	260 人	260 人
過不足 ②-①		171 人	188 人	200 人

② 保育所及び認定こども園

(年間)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	2号認定	3～5 歳	76 人	83 人	88 人
	3号認定	0 歳	17 人	18 人	18 人
		1・2 歳	43 人	46 人	46 人
実施箇所数(確保方策)			2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	2号認定	3～5 歳	94 人	94 人	94 人
	3号認定	0 歳	14 人	14 人	14 人
		1・2 歳	52 人	52 人	52 人
過不足 ②-①	2号認定	3～5 歳	18 人	11 人	6 人
	3号認定	0 歳	▲3 人	▲4 人	▲4 人
		1・2 歳	9 人	6 人	6 人

③ 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	57 人	62 人	64 人
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	57 人	62 人	64 人
過不足 ②-①	0 人	0 人	0 人

④ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	1年生	27 人	22 人	20 人
	2年生	13 人	16 人	13 人
	3年生	17 人	15 人	19 人
	4年生	15 人	13 人	11 人
	5年生	7 人	5 人	5 人
	6年生	2 人	3 人	2 人
合計		81 人	74 人	70 人
実施箇所数(確保方策)		3 箇所	3 箇所	3 箇所
提供量 ②		130 人	130 人	130 人
過不足 ②-①		49 人	56 人	60 人

⑤ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業と夜間養護等事業があります。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	12 人日	12 人日	12 人日
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	12 人日	12 人日	12 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い相互に交流を行うことができる場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他援助等を行う事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	1,476 人回	1,356 人回	1,224 人回
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	1,476 人回	1,356 人回	1,224 人回
過不足 ②-①	0 人回	0 人回	0 人回

⑦ 一時預かり事業

通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて実施する事業です。保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどにより家庭での保育が一時的に困難になった子どもについても子育て支援拠点等で実施します。

- ・ 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	3,180 人日	2,557 人日	2,149 人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	3,180 人日	2,557 人日	2,149 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

- ・ 預かり保育以外の一時的預かり

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	77 人日	71 人日	64 人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	77 人日	71 人日	64 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑧ 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	86 人日	80 人日	75 人日
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量 ②	86 人日	80 人日	75 人日
過不足 ②-①	0 人日	0 人日	0 人日

⑨ ファミリー・サポート・センター事業(就学児童のみ)

児童の一時的な預かりや外出支援について、援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、有償で子どもを預かる相互援助活動事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	2 人回	2 人回	2 人回
提供量 ②	2 人回	2 人回	2 人回
過不足 ②-①	0 人回	0 人回	0 人回

⑩ 利用者支援事業

子どもやその保護者、妊娠している方に対して、身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報の提供や、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑪ 妊婦健康診査

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善等を目的として健康診査を行う事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①	受診者数	34 人	31 人	28 人
	延健診回数	476 人回	434 人回	392 人回
実施体制(確保方策)		大阪府内医療機関及び町委託医療機関において妊娠期間中に血液検査や超音波検査等を実施します。		
提供量 ②	受診者数	34 人	31 人	28 人
	延健診回数	476 人回	434 人回	392 人回
過不足 ②-①	受診者数	0 人	0 人	0 人
	延健診回数	0 人回	0 人回	0 人回

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業診査

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①		38 人	34 人	31 人
実施体制(確保方策)		必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。		
提供量 ②		38 人	34 人	31 人
過不足 ②-①		0 人	0 人	0 人

⑬ 養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う事業です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニーズ量 ①		2 人	2 人	2 人
実施体制(確保方策)		相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。		
提供量 ②		2 人	2 人	2 人
過不足 ②-①		0 人	0 人	0 人

第6章 施策の推進体制

1. 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境等、広範な分野の連携を図るとともに、大阪府等の関係機関との密接な連携のもと、障害者施策、障害児施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、特に広域的な基盤整備等が必要な施策については、豊能北圏域（池田市、豊能町、能勢町、箕面市）内での情報交換や連携を密にして、効果的・効率的な体制整備に努めます。

2. 推進体制の整備

豊能町・能勢町地域自立支援協議会に参画する関係団体や障害福祉サービス事業所等との連携強化に努め、施策の内容や実施方法について意見交換を行うことにより、本計画を具体化し、施策の継続的な発展を図ります。

また、同会議において計画の進捗状況を点検・評価して、進行管理を行い、さらなる施策の向上を目指します。

3. 適切なサービス提供体制の整備

国における障害者施策、障害児施策の展開と、これに伴う法制度や施策の変更については速やかに情報提供を行い、適切なサービスの提供体制の整備に努めます。

第7章 資料集

1. 第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画の策定経過

年月日	審議内容等
令和2年 7月9日(木)	第1回 策定委員会 ・委員長、副委員長の選任について ・計画の概要について ・各事業所 障害福祉サービス提供状況等の照会について ・策定スケジュールについて
9月7日(月)～ 9月30日(水)	各事業所 障害福祉サービス提供状況等照会 ・対象 78 事業所 回収 60 事業所
11月25日(水)	第2回 策定委員会 ・各事業所障害福祉サービス提供状況等の照会について ・計画の素案について ・今後の策定スケジュールについて
令和3年 1月22日(金)～ 2月22日(月)	パブリックコメントの実施
3月8日(月)	第3回 策定委員会 ・第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画(案)に係るパブリックコメント結果及び町の考え方について ・第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画(最終案)について

2. 豊能町障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務の細目)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) その他前3号の計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
- (4) 公募による町の住民
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成29年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 豊能町障害者計画等策定委員会名簿

委嘱機関：令和2年7月9日～令和3年3月31日

所属及び役職等は、委嘱日（令和2年7月9日）時点のものです。

（敬称略、順不同）

氏名	所属	区分
◎梓川 一	東大阪大学介護福祉学科 教授	学識経験を有する者
○小川 定男	一般社団法人池田市医師会 代表	
三澤 由美子	豊能町肢体不自由児者父母の会 代表	障害者団体の代表者
向井 勝	社会福祉法人豊能町社会福祉協議会 会長	保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
福原 俊作	豊能町民生委員児童委員協議会 副会長	
前田 佳則	社会福祉法人北摂信愛園 施設長	
高橋 基樹	社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 福祉相談くすのき 所長	
井口 仁	社会福祉法人豊悠福祉会 祥雲館 総合施設長	
野田 美紗子	社会福祉法人てしま福祉会 理事長	
清水 正樹	社会福祉法人北摂福祉会 地域支援センター第2わとと 管理責任者	
坪井 理絵子	豊能町立たんぽぽの家 施設長	
（欠員）		公募による町の住民
松田 幸久	大阪労働局 池田公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	関係行政機関の職員
金田一 尚元	大阪府池田保健所 参事兼地域保健課長	
福田 和平	大阪府池田子ども家庭センター 育成支援課課長補佐	
上浦 登	豊能町保健福祉部 部長	町職員

（◎委員長、○副委員長）

4. サービス提供状況等照会結果一覧（第2回策定委員会資料より抜粋）

○障害福祉サービス提供状況等照会 結果一覧

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
1	就労継続支援A型	6	19	地域で安心して働き暮らすため、就労支援をはじめとした「人とつながる・関わりあう」をサポートする。	利用登録者が少なく利用実績も少ない生産量が低く作業収入が低迷 利用者の就労に対する意識にばらつきがあり、全体的なモチベーションアップが難しい。	地域とつながる活動を進め、地域で働く暮らしを実現するため、一般就労に結び付け就労支援を行う。	
2	地域活動支援センター、相談事業	12	224	地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談 地域活動を行うことにより、精神障害者の社会復帰並びに社会参加の促進及び地域住民の精神障害者理解の促進を図ることを目的とする。	人員不足、家賃負担		
3	就労継続支援A型	5	24	就労が困難な方に対し、作業の提供、訓練を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	自社での生産活動事業を行っておらず、請負作業が主となっている。 様々な仕事を引き受けているが、収益の厳しい状況は解消されない。	A型を利用する能力に至っていない利用者が在籍 住み分けを考えると、B型の運営も視野に入れる必要あり。検討中	
4	就労継続支援A型	5	24	自立した日常生活、社会生活ができるよう、利用者を雇用し就労の機会を確保、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	自社製品がなく、生産活動はすべて請負作業、繁忙の差が生じ、提供する仕事に対し十分に作業することができない者も在籍、職員の負担も多い。	利用者の時給を賄える仕事とれていない。継続的に単価が高い内職作業を請け負うこと以外にも考える必要がある。	
5	就労継続支援B型	7	32	障害のある方の自立と社会経済活動への参加を支援する福祉サービスの提供	コロナ等の新しい問題により通所等の支援の利用者へのリモートワーク等の支援のあり方が課題	職業訓練校や就労等、ステップアップされる利用者が増える経験を踏まえ、より多様性を持った支援の方向性が求められていると感じる。	イラストや文章が得意な利用者によるレシジ集作成、自炊の推奨、節約やパランスの良い食事の提案に繋がりコミュニケーションツールともなっている。
6	相談支援事業、委託相談支援事業、基幹相談支援センター	3		相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害者の自立した生活を支援	一人あたりの担当件数が多く、新規が受けられない。 計画相談に追われ、支援が中断している方のフォローやアウトリーチに手が回らない。 経営状態が厳しく独立採算にならない。	相談支援専門員一人ひとりの資質向上、当事者・家族・関係機関からも信頼される相談支援事業所を目指す。	
7	居宅介護他	40	33				
8	就労移行支援、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援	13		障害のある方の就労支援	利用者の安定的な確保、作業活動以外の支援メニューの開発・導入(就労に向けたプログラム、在宅でも可能な支援メニュー)、多様な実習先確保	地域における様々な障害のある方の就労に向けた支援、働き続ける支援、生活相談支援サービスの提供	障害のある方の直接雇用・働く場・機会づくり、障害者就業・生活支援事業、地域啓発活動、他団体の活動・事業サポート

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
9	放課後等 デイサービス、 生活介護	8	8	重症心身障害児・者の日中活動の場 の提供	生活介護の単価が放デイと比較すると 低く、卒業児の受け皿としての役割が限 定される。	生活介護としての機能を高めるべく、放 デイからのスムーズな移行のため、在学 中から学校との連携を深める。	
10	生活介護、 就労継続支 援B型	26	77	中途障害者の生きがいづくり、社会参 加	利用希望者の増加に対応できない 広範囲の送迎による負担継続が困難	中途障害、高次脳機能障害を持つ方へ の支援	高次脳機能障害についての啓発活動
11	就労移行支 援、就労定 着支援	11	41	利用者の自立と社会経済活動への参 加促進	必要な人に施設の情報が届かないこと がある。	必要な人に施設の情報を発信 色々なジャンルの就職先の開拓 地域の方とのつながり強化	
12	施設入所、 生活介護、 短期入所	37	48	重度障害のある方に利用いただき、 安全、安心な生活環境を提供、地域 移行など、より良い生活に向けた取り 組み	重度化、高齢化に伴うハード面の改修 の必要	将来的なグループホーム建設による更 なる地域移行、重度の利用者も安心して 生活できる場としての機能向上	おおさかしあわせネットワークの生活困 窮者レスキュー事業に参画、施設CSW 配置を受託し地域の困窮者支援、相談 対応、生活困窮者就労訓練事業による 困窮者就労の場、福祉避難所登録、居 場所づくり事業
13	共同生活援 助	14	3	地域移行	医療体制への不安(立地的にかかりつ け医が遠い) 家族の高齢化、人員不足	利用者の体調不良時の対応を法人母体 でバックアップを強化 人員不足解消のための求人	
14	生活介護	10	17	指定生活介護の適正な運営、障害者 の意志、人格を尊重し、利用者の立 場に立った適切なサービス提供	農作業で広い空間でストレス軽減に配 慮したサービスを提供、一方で屋外での リスクをいかに少ない職員で支えるか。	ストレスなどからくるパニックが少ない今 の環境を継続	
15	共同生活援 助	12	16	指定共同生活援助の適正な運営、障 害者の意志、人格を尊重した利用者 の立場に立った適切なサービス提供	日中の支援は職員配置が充分であるの に対し、重度の障害のある利用者の夜 間の支援は男女ともに一人しか常駐さ せることができず不安を感じる。	土日などの外出強化支援を月2回実 施、今後も継続	
16	生活介護、 就労継続支 援B型	16		簡易授産所の実現を目指し基金設 立、関係機関の協力により設立	利用者増加により施設が狭くなり、移転 を検討	社会福祉事業の主たる担い手としてふ さわしい事業を確実・効果的・適正に行 うため、経営基盤の強化、サービスの質 の向上、事業経営の透明化確保、地域 福祉の推進	地域福祉に貢献する取組みとして、地域 の経済的困窮者支援のため、無料また は低額での福祉サービスや、高齢者、 子ども、障害者の居場所づくりを検討で きれば良い。

番号	活動内容	職員数	金庫数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
17	施設入所、生活介護、短期入所		54	障害のある方の生活拠点の場として自立した暮らしを支援する。	利用者・家族の高齢化 医療的ケア	地域との連携の強化、障害者支援を中心とした地域貢献	CSW配置、福祉避難所
18	生活介護	16	44	日中活動の支援	高齢化による機能低下、体力低下に対応するプログラム強化、職員の意識転換	地域のニーズに対する細やかなサービスを提供できる仕組みづくり	
19	生活介護	16	23		人材育成、人材確保、困難ケース対応	重度ケースの利用者の自立度を高め、充実した生活につなげる。	コロナ禍で在宅の日数が増え困っている方の受入れ
20	障害者支援施設	42	41	高齢知的障害者の生活支援	高齢化に伴う医療連携、家族・後見人等との責任分担	高齢知的障害者支援	
21	就労継続支援B型	2	13	精神障害により一般就労が難しい方が作業訓練や地域交流活動を通じて就労や地域生活での社会参加、社会復帰ができるよう支援	高齢化により利用者減少傾向	現状維持	
22	共同生活援助	57		障害のある当事者が当たり前に地域で暮らし自立を目指す。	利用者の高齢化に伴い、その方が住みやすい平屋のバリアフリーな住宅への住み替え	高齢化が進む中、介護保険と障害福祉サービスを併用し、住み慣れたホームで1日でも長く暮らせるよう支援	現在17住居中5住居で夜間支援、高齢化に伴い、2住居夜間支援ホーム増加検討、一方で世話人の確保に苦慮、確保でき次第実施予定
23	居宅介護、重度訪問介護、同行援助	7	2	利用者、障害児及び障害児の保護者の意志、人格を尊重し、利用者等の立場に立ったサービス提供	介護保険と同時に実施するも異なる点があり考慮しながら実施、今後の資格取得も課題	住み慣れた町・家で生活の豊かにする支援	
24	生活介護、就労継続支援B型	12	19	障害のある方が日中に通える場として設立	利用者数減少、本人・家族の高齢化	安心・安全に通える場が存続できるよう運営	

番号	活動内容	職員数	委員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
25	生活介護、 就労継続支 援B型	16	36	活動や経験を通じて学び、生活の主 体者として豊かな暮らしを実現し、地 域で暮らし続けることを支援	多様なニーズへの対応、工賃向上への 取組、親亡き後の暮らしの保障	地域共生社会の実現を目指しサービス 拡充、地域住民と支え合う中で地域の 持続可能性を高める。	
26	施設入所、 生活介護、 短期入所		50	社会から取り残されようとする子供た ちを自分たちの力で生産に従事でき、 自信をもって暮らせるように、と授産 所として設立	人材確保、利用者の高齢化・重度化に より現施設の機能での支援の限界、老 朽化による修繕費による圧迫	障害特性に応じた住み分け、支援がで きるよう新館建築を目標 自分たちでできることを考え、地域と共 生する施設を目指す。	
27	総合相談、 計画等作 成、計画相 談、その他	4	96	地域等への貢献	職員一人で受ける相談に限界、一方で、 職員の増員が困難	地域に根差したなくてはならない事業所 を目指す。	地域に開かれた法人・事業所になれる よう一つ一つ目の前のことをやっていく。
28	共同生活援 助	9	5	地域生活を営む利用者に対し、日常 生活の相談、必要に応じた支援を行 い、住み慣れた町で継続して生活を 行えるよう支援	現・女性ホームのため、男性の入所希 望への対応(他市では実質補助がある が豊能町にはない)		コロナ禍の中、地域に出ていく機会の少 ないホーム入所者との外出等、今後ど のようにすれば良いか検討
29	居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護、地域生 活支援	22		利用者、障害児及び障害児の保護者 の意志、人格を尊重し、利用者等の 立場に立ったサービス提供	人材確保が困難、重度利用者に対して 身体介護を提供できる職員がいない。	利用者等が居宅において自立した日常 生活、社会生活を営むことができるよ う、生活全般にわたる援助を適切、効果 的に行う サービスを提供できる人員の確保	
30	共同生活援 助	9	6	自立支援		利用者の能力アップのため、作業所を 設立したい。	
31	施設入所、 生活介護、 就労継続支 援B型、短期 入所	25	52	障害者に対し、意志、人格を尊重し、 利用者等の立場に立ったサービス提 供			
32	訪問介護	11	20	障害のある方の在宅での生活の支援			

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
33	就労移行支援	6	19	自立や就労を目指す人、支援を必要とする方に対する適切な支援、職場定着、自立した職業人を輩出し、国の社会発展に寄与	法人内に重宝する対応スキルがない事業所があり、自立歩行が可能の方のみ受入れ、問題解消に向けて検討中	よりよいサービスを行うため、在宅支援やICT導入などに広く対応できるようにする。	
34	就労継続支援A型	7	6	障害者の方々へオフィス系の就業場所を提供	従来の就労継続支援A型では収益事業受託が困難、採算が厳しかったが、算定特例の特定制度から毎月一定額を受託することで採算面で長期に成長できる事業の構築が可能となる。	特定組合企業への加入を増やし、オフィス系の利用者も増やす予定。農業分野での施設をつくりたい。	将来的にグループホーム検討、農業系の施設も計画しており、関心のある自治体と組み推進予定
35	生活介護、就労継続支援B型	16	54		従業員の確保、新人職員の指導活動内容のマンネリ化	施設外での活動参加、地域活動を通じた交流を深める。	
36	就労移行支援、就労定着支援	7	36	利用者の自立した社会生活のサポート	訓練内容の充実、専門分野へ就労を希望する方のスキルアップサポート		
37	就労継続支援A型	7		利用者が自立した日常生活、社会生活ができるよう、軽作業、事務を提供し効果的に行う。	一般就労へのサポート体制強化、利用者一人ひとりの小まめな声掛け	一般就労した利用者の安定も守ることができる事業所を目指す。	A型事業所であるが、一般就労したいという気持ちがある利用者に対し、企業の面接同行や履歴書の書き方の支援を行う。
38	就労継続支援A型	8	42	利用者が自立した社会生活ができるよう、就労の機会を提供	スタッフの育成	一般企業と繋がりを持ち、特化した就労の機会を提供する事業所の展開	
39	就労継続支援A型	3		パソコン業務に特化した事業所で、パソコン業務を通して様々な業種に対応、従事できる人材の育成を目指す。	パソコン本体のハード面を強化したいが、予算上、思うように設備投資ができない。	入力業務だけでなくクリエイティブな業務を強化。イラスト作成に関わるキャラクターの提案、絵本プロジェクト、グッズ作成、フリーゲーム開発によるゲーム配信、プログラミング開発など	
40	生活介護、就労継続支援B型	30	89				

番号	活動内容	職員数	委員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
41	就労継続支 援A型	4	10	自立と社会復帰を促進し、働く喜びを共有する。	利用者の自立に対する教育、仕事に対する考え方やのぞみ方の教育、仕事に対する責任感の意識付け	販路を増し、成功体験を増す。 利用者のスキルアップをしながら専門性をあげる。賃金を上げ、スタッフとして働いてもらう。	
42	就労継続支 援B型	7	13				B型・ホーム・生活介護等 希望に応じて増床、新築検討
43	共同生活援 助	8	12			希望に応じ増床検討	B型・ホーム・生活介護等 希望に応じて増床、新築検討
44	共同生活援 助	31	38	利用者が自立を目指し、地域において日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切に提供する。	人材確保、人材育成	サービスの質の向上	
45	生活介護	19	43	社会福祉サービス事業	施設内が狭いため、広いスペース確保	新規事業所開設	
46	訪問入浴 サービス	10					介護相談
47	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	11	68	自らが希望する未来を自ら創り出すことを目標に、全ての基礎となる、身体、感覚、視覚のバランスを整え、しっかりと土台の上にたくさんの経験という積み木を積み上げていけるよう一人ひとりを見守る。			
48	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス						

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
49	児童発達支援、放課後等デイサービス	7	108	利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導訓練を行う。			
50	放課後等デイサービス	7	60	活動的な放課後を過ごす。			
51	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	27	55	育ちの上で気がかりなことがある就学前の子供たちのために、通園で保育を行うことで、成長・発達を促し、基本的な生活能力を身につけることを目的とする。 児童福祉法に基づき、障害特性に応じた専門的な支援を、身近な地域で提供することを目的とする。	難聴児の通所施設であり数が少ないため、広範囲からの通う方が多く、電車や車での移動に時間を要したり、コロナによる心配もある。 保護者の送迎が必要であり保護者が忙しい場合、安定しての利用が困難	この事業を広範囲で設立できれば、親子とも負担なく通所ができると考える。 小学生が増えているので、預かり型の放デイも検討	補聴器を扱う業者によるオーゾグラムの見方や家庭での扱い方についての講習、色々な進路を選択された子供や保護者との交流会
52	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	7	74	社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会が設置するサービスの適正な運営の確保のため、必要な人員、運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な管理運営を図るとともに、障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供			
53	保育、機能訓練 他	52	68	障害児の専門療育を行い、発達の支援を行う。			
54	児童発達支援、放課後等デイサービス	10	18	障害児の療育活動や放課後活動を通じて児童の発達を促し、親、家族の就労やレスパイトケア、子育て支援を図る。	手洗・うがい、換気、消毒等のコロナ対策は徹底しているが、狭い空間で密になるリスクがある。 多様な障害のある児童が利用しており、障害に合わせた支援が短い利用時間の中で十分に提供できているとはいえない。	今年度より児童発達支援を開始、未就学児を含め幅広く児童を受入れる。	
55	放課後等デイサービス		10	発達障害等で動作、技能、集団活動への適応などの支援が必要な方に対し、必要に応じた支援を行う。	活動内容の異なる児童が一つの部屋で過ごすことの難しさを感じる。 環境整備、長期休暇時の過ごし方等	午前の空き時間を活用した児童発達支援	

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
56	児童発達支援、放課後等デイサービス	16	192				
57	放課後等デイサービス	8	31	障害者に対する事業所が少なかった当時、家族に障害があったこと、介護福祉士の資格を有していたことなどから設立	コロナの影響で、県や市の主催する研修に参加できない。	ST、OT、PT等の訓練士を確保し、サービスの質や内容を向上したい。	
58	児童発達支援、放課後等デイサービス	12	83	障害児の生き抜くための力、良質な療育を行う。	広い社屋があれば良い。 もっと受け入れできれば良い。 児童発達支援の児童は3・4年の在籍で、放デイの在籍者ばかりが増える。	より専門性の高い療育を地域で実施したい。	障害児相談支援を開所できれば。現在は放デイで学習支援を中心に実施。LD児(知的に問題のない子)の早期療育発見し、ビジョン、音韻操作等のディスプレイ的な子の学習のやり方とメンタル面を中心に指導
59	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	10	50	前事業所からの継続	保護者面談の時間確保		
60	児童発達支援	7	34	障害児の意志及び障害児の保護者の意志、人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供する。	地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。	障害児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。 障害児、保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努める。	

※ご回答いただきました内容を、趣旨を損なわないように文体を整理した上で記載しています。

※ご回答の記載がなかった項目は空欄にしています。

○サービスの提供実績と今後の計画（60事業所の回答集計）

（単位：人）

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	包括支援 （重度障害者等 を含む）	生活介護	自立訓練 （生活訓練）	自立訓練 （機能訓練）	就労移行支援	就労継続支援 （A型）	就労継続支援 （B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	児童発達支援	支援型児童発達 医療サービス	放課後等デイ サービス	児童発達支援 保育所等訪問支 援	発達支援型児童 居宅訪問型児童 障害児相談支援	障害児相談支援	移動支援事業	訪問入浴サ ービス事業	地域活動支援セ ンター	
町内事業所	定員数					67					37			1	7	49					10		20							
	利用者数	27	0	3		17					36			0	7	0				58	2		30		38					
	内、豊能町の利用者	21	0	3		10					29			0	5	0				17	2		12		30					
	内、医療的ケアが必 要な利用者	3	0	0		0					0			0	2	0				1	0		8		2					
	今後の予定定員					67					37			1	7	49					10		20							
定員数の推移と 増員時期（予定）						→				→	→			→	→	→						→								
町外事業所	定員数					420			96	142	185	20		22	174	170		20			140	40	144					100	15	50
	利用者数	8	11	1		495			66	191	200	29		180	135	167	0	0	288	212	92	652	8	1	19	4	52	4	98	
	内、豊能町の利用者	3	0	0		12			7	9	6	1		4	6	7	0	1	63	10	1	13	0	0	0	0	1	0	14	
	内、医療的ケアが必 要な利用者	4	5	0		32			0	0	0	0		0	2	5	0	0	3	4	0	20	0	0	1	0	1	0	0	
	今後の予定定員					457			96	177	207	20		22	176	170		20		140	40	144					100	15	50	
定員数の推移と 増員時期（予定）						↗ R3			→	↗ R3-4	↗ R3-4	→	→	→	↗ R3	→	→	→		→	→	→	→				→	→	→	
合計	定員数	0	0	0	0	487	0	0	96	142	222	20	0	23	0	181	219	0	20	0	150	40	164	0	0	0	0	100	15	50
	利用者数	35	11	4	0	512	0	0	66	191	236	29	0	180	0	142	167	0	0	346	214	92	682	8	1	57	4	52	4	98
	内、豊能町の利用者	24	0	3	0	22	0	0	7	9	35	1	0	4	0	11	7	0	1	80	12	1	25	0	0	30	0	1	0	14
	内、医療的ケアが必 要な利用者	7	5	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	4	4	0	28	0	0	3	0	1	0	0	
	今後の予定定員	0	0	0	0	524	0	0	96	177	244	20	0	23	0	183	219	0	20	0	150	40	164	0	0	0	0	100	15	50
定員数の推移と 増員時期（予定）						↗ R3			→	↗ R3-4	↗ R3-4	→	→	→	↗ R3	→	→	→		→	→	→	→				→	→	→	

※ 提供体制はあるが利用実績がない場合は「0」、提供体制がない場合は空白

※ 定員を設定していない場合、定員数・今後の予定定員の欄は空白

※ 短期入所について、「空床型」との回答1件あり

5. 用語説明

【あ行】

- ・医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行う医療的介助行為。医師法上の医療行為と区別され、医療的ケアと呼ばれる。

- ・インクルージョン

福祉や教育の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わり合い、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

【か行】

- ・高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

- ・基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき設置される、地域における障害者、障害児及びその家族等に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。

【さ行】

- ・児童発達支援センター

通所により障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としての機能に加えて、専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う地域の中核的な療育支援施設。

- ・自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同で設置する。

- ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【た行】

- ・地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

- ・地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の養成・確保、地域の体制づくり）を、1つの機関に集約する多機能拠点整備型、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型等、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

【な行】

- ・難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。

【は行】

- ・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

- ・バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害のある人等が生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを表す。物理的な障壁だけではなく、人々の意識の問題等も含めて用いられる。

- ・ピアサポート

同じような立場にある人同士が体験を語り合うなどにより互いに支え合う取り組み。

- ・ペアレントメンター

発達障害のある子どもを持つ親であり、同じく子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、自らの経験を活かして相談に応じたり助言を行ったりする者。

【ら行】

- ・療育

1951年に肢体不自由の父といわれる高木憲次が唱えた言葉であり、「療」は医療を「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害児の残存能力や可能性を開発しようという主張であった。児童福祉法では療育の指導等の規定があり、福祉の措置である。障害の早期発見、早期治療によりその障害の治癒または軽減を図ることを目的としている。

第 6 期 豊能町障害福祉計画
第 2 期 豊能町障害児福祉計画

発 行 令和 3 年 3 月
発行者 豊能町 保健福祉部 福祉課
〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の 1
T E L : 072-739-0001 (代表) F A X : 072-739-1980
